

第四次総合行政ネットワーク ASP 接続料金

令和元年 5 月 2 7 日

地方公共団体情報システム機構

改訂履歴

項番	年月日	主な改訂内容
1	平成 30 年 8 月 1 日	新規作成
2	令和元年 5 月 27 日	第四次 LGWAN 移行後への対応

1 LGWAN-ASP 接続料金

総合行政ネットワーク ASP 接続約款第 29 条に定める LGWAN-ASP 接続料金（以下「接続料金」という。）は、表 1 のとおりとする。

LGWAN 接続団体が自らの LGWAN 接続ルータを利用して ASP サービスを提供する場合の接続料金の免除については、第四次総合行政ネットワーク ASP 課金方針書¹を参照すること。

2 接続料金の請求

総合行政ネットワーク ASP 接続約款第 33 条第 1 項に定める接続料金の請求時期は、次のとおりとする。

(1)一時費用

総合行政ネットワーク ASP 接続約款第 20 条に定める運営主体が指定する日の属する月（以下「接続月」という。）の翌月末日までに請求する。

(2)経常費用

経常費用の支払いについては、原則として年一括払いとする。LGWAN への当初接続時は、接続月から接続月の属する当該年度末月までの期間に相当する経常費用を、接続月の翌月末日までに請求する。なお、この費用は、「3 経常費用の月払いの特例」のとおり、経常費用の月払い時における算定方法に準ずる。

また、総合行政ネットワーク ASP 接続約款第 7 条第 1 項に定める年度ごとの契約更新時には、当該年度の 5 月末日までに請求する。

3 経常費用の月払いの特例

事情により月払いを希望するサービス提供者にあっては、年額料金を 12 で除した額を、毎月支払うことができる。当該支払額については、請求対象月の翌月末日までに請求する。

なお、支払額に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入する。

4 接続料金の請求先

接続料金に関する請求は、ホスティングサービス提供者に対して行う。

5 接続料金の見直し

本規程で示す接続料金は、必要に応じて見直す。

¹ 総合行政ネットワークポータルサイト（LGWAN 接続団体が設置している LGWAN 接続端末からのみ閲覧可能）に掲載

表 1 LGWAN-ASP 接続料金 (税別)

	料金 (税抜)	単位	負担免除等			説明			
			単一都道府県域にサービス提供						
			民間事業者が サービス提供者	地方公共団体がサービス提供者					
		ASP用に用意した LGWAN接続ルータを使用	自団体のLGWAN 接続ルータを使用						
一時費用	LGWAN設定料	100,000	新規及び 変更の都度			サービスに必要なDNS設定及びASP接続セグメントへのルーティング設定等			
	IPアドレス発行料	10,000	アドレス毎			サービスに必要なグローバルIPアドレス、ドメイン名の発行			
	アプリケーション 証明書発行料	60,000 6	証明書 1件毎		免除	免除	WebTrust for CAの検証報告書を取得しているLGPKI認証局からのアプリケーション証明書の発行		
	プロトコル追加料	50,000	追加の 都度				基本プロトコル以外でサービスに必要なプロトコルの追加 ⁵		
経常費用	LGWAN接続ルータ 監視料	80,000	年間 LGWAN接続 ルータ毎			免除	LGWAN接続ルータの監視設備・監視要員経費 二重化構成は2件		
	ASP運営管理料	516,000	年間			免除 ²	ASPの運営管理にかかる人件費・委託経費等		
	LGWAN網接続 複数都道府県域に サービス提供	L G W A N 網 使 用 料 ¹	10Mbps以下	2,280,000	年間	免除	免除	免除	LGWAN網接続・サービス提供地域が複数都道府県域の場合のLGWAN網使用料
			50Mbps以下	2,439,000					
			100Mbps以下	2,610,000					
			200Mbps以下	5,250,000					
			300Mbps以下	7,860,000					
			500Mbps以下	13,050,000					
			1Gbps以下	26,100,000					
	LGWAN利用料 ^{1 3}		10Mbps以下	120,000	年間		免除 ⁴	免除	基本プロトコル・AP基盤等の設備経費等
50Mbps以下			135,000						
100Mbps以下			150,000						
200Mbps以下			420,000						
300Mbps以下			570,000						
500Mbps以下			750,000						
1Gbps以下			1,548,000						

1 回線を冗長化する場合のASP接続料金は、主系、従系のうち料金が高い方の回線を請求対象とします。
 2 他の地方公共団体にサービスを提供する形態においては、免除対象外とします。
 3 都道府県が他の都道府県域にサービスを提供する形態においては、免除とします。
 4 都道府県以外は、免除の対象外とします。
 5 新たな通信プロトコルの導入を希望する場合には、セキュリティ・リスク等の審査を経た上で利用することが可能です。
 6 地方公共団体組織認証基盤の第三次から第四次への更改に伴う証明書の発行の場合、第三次の証明書の有効期間が6か月以上ある場合に限り第四次の証明書発行料を免除します。